

会 議 録

会議の名称	(仮称)人にやさしいまちづくり条例制定市民懇談会(第1回)
開催日時	平成15年9月29日午前10時00分から12時10分まで
開催場所	保谷庁舎4階B会議室
出席者	(委員)池田委員、粕谷委員、門委員、工藤委員、鈴木委員、西山委員、萩原委員、持地委員、本橋委員、吉田委員 (欠席:なし) (事務局)柴田助役、野口都市整備部長、斉藤都市計画課長、舘岡都市計画係長、古厩主任、増岡主事
議 題	今後の進め方等
会議資料	1 次第 2 座席表 3 (仮称)人にやさしいまちづくり条例制定市民懇談会設置要綱 4 (仮称)人にやさしいまちづくり条例制定市民懇談会委員名簿 5 附属機関等の会議録作成に関する要綱 6 市民懇談会の今後の開催予定
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録(及びそれを要約したもの)

【第1回会議録を要約したもの】	
発言者名	発言内容
事務局	開会宣言、定足数に達していることの報告
助役	助役挨拶 依頼文交付
事務局	事務局紹介
各委員	委員挨拶（各委員が自己紹介）
事務局	座長・副座長選任について 互選の結果、座長に持地委員、副座長に池田委員とすることで一同承認。
座長	座長挨拶
以下、会議録を要約したものを記載	<p>【議事の要点】</p> <p>1．会議録の作成方法について 会議録は「附属機関等の会議録作成に関する要綱」に基づき、全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録のいずれかの方法により作成すること及び発言者名の記載の有無について本懇談会にて諮っていただきたい旨の説明が事務局よりなされた。</p> <p><作成方法・発言者の記載について> ・各委員からの発言や事務局の対応から、概ね と を踏まえた会議録を作成し、その他にそれを要約したものを作成するということ、それから座長・副座長を含めた全委員により発言者名の記載について多数決の結果、発言者名を記載しないこととなった。</p> <p>2．本懇談会の目的、今後の市民懇談会の開催予定等について 資料に基づき本懇談会の目的、今後の市民懇談会の開催予定等について事務局よりその概要が説明された。</p> <p>それに対して次のような質疑がなされた。 ・市民懇談会の役割、条例が規定しようとしているその守備範囲が全く分からない。また、国や東京都の他の関係法令とどのような関係にあるのか。（それに対して、この市民懇談会は審議会ではないので何かを決定する機関ではないこと、懇談会は市民の視点から人にやさしいまちづくりについて意見を述べてもらう場所でありその他にも市民説明会等行っていく予定であること、関係法令との位置付けについては次回の検討資料の中で分かりやすく記述する予定であるとの説明が事務局よりなされた。）</p> <p>3．次回の開催日時について 第2回の懇談会の開催日については10月27日（月）午前10時から開催することに決した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

発言者名	発言内容
事務局	開会宣言、定足数に達していることの報告
助役	助役挨拶 依頼文交付
事務局	事務局紹介
各委員	委員挨拶（各委員が自己紹介）
事務局 A委員 B委員 C委員	座長・副座長選任について ・座長に持地委員、副座長に本橋委員の推薦。 ・副座長に池田委員の推薦。 ・副座長に西山委員の推薦。
座長	互選の結果、座長に持地委員、副座長に池田委員とすることで一同承認。
以下、発言者は記述せず、発言者ごとに要点を筆記する	座長挨拶 【議事の要点】 1．会議録の作成方法について 会議録は「附属機関等の会議録作成に関する要綱」に基づき、全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録のいずれかの方法により作成すること及び発言者名の記載の有無について本懇談会にて諮っていただきたい旨の説明が事務局よりなされた。
B委員	<作成方法・発言者の記載について>
D委員	・ 要点記録が良いのではないかと。大きくまとまっているものと各論点ごとにまとまっているものの両方があったほうが良い。そして発言者は自己の発言に責任を持つべきであり、発言者名について公開すべきである。
C委員	・ 会議録は何のために作成するのか。情報公開の観点から言えば、全文記録より要点記録で会議の内容がまとまっているものが分かりやすい。またわかりやすく会議の概要をまとめたものと、詳しく知りたい方は どのようなまとめをしたものと両方あるほうが市民にとっては望ましいのではないかと。（会議録は毎回の市民懇談会の会議内容を正確に記録して、条例骨子の策定に反映させていくのが大きな目的であること、同時にその経過を情報公開する必要があり、田無・保谷両庁舎の情報公開コーナーと西東京市のホームページで公開される、との説明が事務局よりなされた。）
E委員	・ 民主党のマニフェストに関する新聞記事でもあったように、発言が網羅されている会議録の他にまとまったものがある方が他の市民にとって分かりやすいと思う。
B委員	・ の要点記録が分かりやすいと思う。
B委員	・ この会議の進め方にもよるが、裁決を行ったり意見集約をどのようにするのか。少数意見も会議録に反映させる必要があるのではないかと。また、会議録を要約をするのであれば行政が行うのか。

A 委員	<ul style="list-style-type: none"> かつて所属した審議会がそうであったように、毎回会議が終了する前に少しの時間を割いて座長が会議の意見を整理することが望ましい。会議録について全文記載はその労力の割に読むのが大変であり、要点記載が望ましい。しかし会議録が2つ作成されることはどうかと思う。 <p>それから、発言者の記載について、委員それぞれの責務で発言を行うことが望ましい。但し、かつてさる審議会のときにはその発言により、他の市民に批判されたことがあったと聞いている。</p>
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> 会議録については表示方法が2とおりあって良い。また会議録については市がまとめたものを各委員が事前に確認を行い、次回懇談会のときに了承するという方法が望ましい。 <p>(と の折衷型のものを作成するとともに、行政が要約すると恣意的と思われる可能性があるが、市の方で要約をつくることは可能であること、また、それについて事前に座長・副座長の了解を得て、事前に各委員に送付することができる、との説明が事務局よりなされた。)</p>
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> 発言者の記載について個人攻撃を受けるおそれがあるのであれば、A 委員， B 委員など個人名はふせたほうが良い。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> 名前をふせるといかがわしいと思われるのではないか。名前は明示した方が良い。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> 発言者名を記載すべきと、すべきでない方の双方の言い分は両方とも尤もである。採決すべきと考える。
	<p>以上各委員からの発言や事務局の対応から、概ね と を踏まえた会議録を作成し、その他にそれを要約したものを作成するということ、それから座長・副座長を含めた全委員により発言者名の記載について多数決の結果(記載するが3名、記載しないが7名)、議事録には発言者名を記載し、情報公開時には発言者名を記載しないこととなった。</p> <p>2. 本懇談会の目的、今後の市民懇談会の開催予定等について 資料に基づき本懇談会の目的、今後の市民懇談会の開催予定等について事務局よりその概要が説明された。</p> <p>それに対して</p>
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> 市民懇談会の役割、条例が規定しようとしている守備範囲が全く分からない。また、国や東京都の他の関係法令とどのような関係にあるのか。(それに対して、この市民懇談会は審議会ではなく何かを決定する機関ではないこと、懇談会は市民の視点から人にやさしいまちづくりについて意見を述べてもらう場所でありその他にも市民説明会等行っていく予定であること、関係法令との位置付けについては次回の検討資料の中で分かりやすく記述する予定である、との説明が事務局よりなされた。) <p>3. 次回の開催日時について 第2回の懇談会の開催日については10月27日(月)午前10時から開催することが決した。</p>

【第1回市民懇談会のまとめ】

<会議録の作成方法について>

- ・「附属機関等の会議録作成に関する要綱」の第3に定める と を踏まえた会議録とし、またそれを要約したものをあわせて作成する。
- ・議事録には発言者名を記載し、情報公開時には発言者名を掲載しない。
- ・毎回の懇談会のまとめに関して毎回30分くらい事務局及び座長、副座長で打合せを行う。
- ・会議終了の1週間後を目途に会議録（案）をすべての委員に送付して、次回会議において委員が了承することとした。

以上